

静岡市社会福祉施設等整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、社会福祉施設等の入所者等の福祉の向上を図るため、社会福祉施設等の整備を行う社会福祉法人等に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）、静岡市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（平成18年静岡市条例第5号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「社会福祉施設等」とは、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成17年厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知別紙。以下「国要綱」という。）第2の2に規定する社会福祉施設等（同2の表（2）及び（9）から（11）までの項に定める施設を除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、国要綱第2の4の表（1）及び（3）から（8）までの項③設置者の欄で、市長が必要があると認めるものとする。

(補助事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、国要綱第2の4の表において施設の種別ごとに定められた補助対象者が実施する国要綱第2の3（（5）を除く。）に定める事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国要綱の別表1-1から別表1-3まで、別表2-1及び別表2-2並びに別表3-1及び別表3-2に定めるところによる。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に4分の3を乗じた額とし、国要綱に基準額の定めがある場合は基準額を限度額とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、社会福祉施設等整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金所要額算出内訳書（様式第2号）

- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 収支予算書（様式第4号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類
（交付の決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査を行い、補助金の交付を決定したときは、社会福祉施設等整備事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定する場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金を当該補助事業以外の目的に使用しないこと。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した1件当たりの取得価格が30万円以上の機械、器具その他の財産については、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が別に定める期間内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (3) 市長の承認を受けて補助事業により取得し、効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (5) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した1件当たりの取得価格が単価30万円以上の機械、器具その他の財産がある場合は、5年を経過した後においても、第2号に規定する補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が別に定める期間を経過する日まで保管しておかなければならない。
- (6) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等（共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。）の資金提供を受けてはならないこと。

- (7) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならないこと。
- (8) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。
- (9) この補助金に係る対象経費について、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金及び公益財団法人JKA又は公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第10条 第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ社会福祉施設等整備事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付の上市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更補助金所要額算出内訳書(様式第2号)
- (2) 変更事業計画書(様式第3号)
- (3) 変更収支予算書(様式第4号)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(変更、中止又は廃止の承認)

第11条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、社会福祉施設等整備事業変更(中止・廃止)承認通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、当該補助対象事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を得た場合を含む。)、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに社会福祉施設等整備事業費補助金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(様式第9号)
- (2) 補助金所要額算出内訳書(様式第2号)
- (3) 収支決算書(様式第4号)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が指定する書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要が

あると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、社会福祉施設等整備事業費補助金交付確定通知書（様式第10号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（請求）

第14条 前条の規定による通知を受けたものは、請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（消費税仕入控除税額に係る取扱い）

第15条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- （1）補助金の交付を受けようとする者は、第7条の規定による補助金の交付の申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して申請すること。ただし、消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。
- （2）補助事業者は、第12条の規定による実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号の規定により補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。
- （3）補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前2号の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。
 - ア 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
 - イ アに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- （4）市長は、第8条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、前2号の規定を遵守することを条件として付すものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年度の補助金から適用する。

様式第1号（第7条関係）

社会福祉施設等整備事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名 ⑩

社会福祉施設等整備事業費補助金の交付を受けたいので、静岡市社会福祉施設等整備事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 施設の種類

3 添付書類

（1）補助金所要額算出内訳書（様式第2号）

（2）事業計画書（様式第3号）

（3）収支予算書（様式第4号）

様式第2号（第7条、第10条関係）

補助金所要額算出内訳書（変更補助金所要額算出内訳書）

設置者の名称 _____

施設の名称 _____

施設種別	設置者の 総事業費 A 円	対象経費の 実支出額 B 円	寄附金その他 収入額 C 円	差引額 D (A-C) 円	補助基準額 E 円	補助金額 F 円
計						

(注) 1 工事請負契約額単位で作成すること。

2 算出にあたっては、本体、その他工事別とすること。

様式第3号（第7条、第10条関係）

事業計画書（変更事業計画書）

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

(注) 宿所提供施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。

2 施設整備に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事・仮設施設工事を除く）

- (ア) 敷地面積 m^2
- (イ) 敷地の所有関係（自己所有地（売買による取得予定を含む。）、借地の別）
- (ウ) 施設整備の区分（創設、改築、大規模改修等の別）
- (エ) 建物の面積 建築面積 _____ m^2 、延面積 _____ m^2
- (オ) 建物の構造（ _____ 造）

(注)

- 1 各室の室名及び面積が分かる書類を添付すること。
なお、増築等の場合は、既存建物との関係を明示すること。
- 2 配置図及び各階平面図を添付すること。
なお、増築等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

- (ア) 建物の面積 建築面積 _____ m^2 、延面積 _____ m^2
- (イ) 建物の構造（ _____ 造）
- (ウ) 建築年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(エ) 補助金の区分 (年度 : 国庫・民間・自己資金・その他)

(オ) 処分 (取り壊し) 年月日 年 月 日

(注) 既存施設の解体撤去工事が分かるものを添付すること。

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積 m²、延面積 m²

(イ) 建物の構造 (造)

(注)

1 各室の室名及び面積が分かる書類を添付すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 整備費内訳

ア 主体工事費	_____円
イ 工事事務費	_____円
ウ 小計 (本体工事費)	_____円
エ 介護用リフト当特殊 附帯工事費	_____円
(介護用リフト工事費)	_____円
()	_____円
オ 授産施設近代化整備	_____円
カ 授産施設等整備工事	_____円
キ 解体撤去工事費及び 仮設施設整備工事費	_____円
(解体撤去工事費)	_____円
(仮設施設整備工事費)	_____円
ク その他の工事費	_____円
ケ 地域交流スペース	_____円
コ 合 計	_____円

(注) 工事費目別内訳書を添付すること。

(3) 財源内訳

ア 市補助金	_____円
イ 設置者負担金	_____円
(内 訳) 自己資金	_____円

借入金 _____円

寄附金 _____円

ウ 合計 _____円

(4) 施工計画

ア 直営・請負の別

イ 契約年月日

ウ 着工年月日

エ 竣工年月日

オ 事業開始年月日

カ 解体撤去工事関係

(ア) 直営・請負の別

(イ) 着工年月日

(ウ) 完了年月日

キ 仮設施設工事関係

(ア) 直営・請負・賃貸借の別

(イ) 工事期間

(ウ) 仮設施設の使用期間

(5) 抵当権の設定の有無

有 ・ 無

(6) その他参考事項

様式第4号（第7条、第10条関係）

収支予算書（変更収支予算書・収支決算書）

（単位：円）

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
静岡市補助金		施設整備費	
福祉医療機構借入金			
寄附金			
自己資金			

年 月 日

上記のとおり相違ありません。

所在地

名称

氏名

印

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

社会福祉施設等整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、静岡市社会福祉施設等整備事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定により、次のとおり交付することを決定したので通知します。

1 施設の種類

2 交付決定額 円

3 交付の条件

- (1) 要綱第7条第1号から第3号までに掲げる書類の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助金を当該補助事業以外の目的に使用しないこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した1件当たりの取得価格が30万円以上の機械、器具その他の財産については、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が別に定める期間内において、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (6) 市長の承認を受けて補助事業により取得し、効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (8) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及

び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し又は効用を増加した1件当たりの取得価格が単価30万円以上の機械、器具その他の財産がある場合は、5年を経過した後においても、第2号に規定する補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が別に定める期間を経過する日まで保管しておかなければならないこと。

(9) 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合は次のとおり取り扱うこと。

ア 要綱第12条の実績報告書を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が明らかになった場合には、その金額(補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額)を補助金の額から減額して報告すること。

イ 要綱第12条の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(補助金の交付申請時及び実績報告書の提出時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第11号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

(ア) 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

(イ) (ア)に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(10) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等(共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。)の資金提供を受けてはならないこと。

(11) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならないこと。

(12) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。

(13) この補助金に係る対象経費について、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金及び公益財団法人JKA又は公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならないこと。

(14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

様式第6号（第10条関係）

社会福祉施設等整備事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名 ⑩

静岡市社会福祉施設等整備事業費補助金に係る事業の変更（中止・廃止）について、承認を受けたいので、静岡市社会福祉施設等整備費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 変更（中止・廃止）の内容

2 変更（中止・廃止）の理由

3 変更される補助金所要額

（1）前回までの交付決定額	円
（2）今回変更承認申請額	円
（3）差引増減額	円

様式第7号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

社会福祉施設等整備事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった社会福祉施設等整備事業の変更（中止・廃止）について、次のとおり承認したので通知します。

承認の内容

様式第8号（第12条関係）

社会福祉施設等整備事業費補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地
報告者 名 称
代表者氏名 ④

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた静岡市社会福祉施設等整備事業費補助金に係る事業の実績報告について、静岡市社会福祉施設等整備事業費補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 交付決定額 円
- 2 事業完了年月日 年 月 日
- 3 添付書類
 - （1）事業実績報告書（様式第9号）
 - （2）補助金所要額算出内訳書（様式第2号）
 - （3）収支決算書（様式第4号）

事業実績報告書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 施設主体及び経営主体
- (4) 入所（通所）定員

現在定員	増加定員	合計
人	人	人
(世帯)	(世帯)	(世帯)

2 施設整備に係る事業実績

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事・仮設工事を除く）

(ア) 敷地面積 _____m²

(イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地の別）

(ウ) 施設整備の区分（創設、改修、大規模修繕等の別）

(エ) 建物の面積 建築面積_____m²、延面積_____m²

(オ) 建物の構造（ _____ 造）

(注)

1 各室の室名及び面積が分かる書類を添付すること。

なお、増築等の場合は、既存建物との関係を明示すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

なお、増築等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

(ア) 建物の面積 建築面積_____m²、延面積_____m²

(イ) 建物の構造（ _____ 造）

(ウ) 建築年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(エ) 補助金の区分（ _____ 年度：国庫・民間・自己資金・その他）

(オ) 処分(取り壊し)年月日 年 月 日

(注) 既存施設の解体撤去工事が分かるものを添付すること。

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積_____㎡、延面積_____㎡

(イ) 建物の構造() 造)

(注) 1 各室の室名及び面積が分かる書類を添付すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 支出済事業費総額

ア 主体工事費	_____円
イ 工事事務費	_____円
ウ 小計(本体工事費)	_____円
エ 介護用リフト当特殊 附帯工事費	_____円
(介護用リフト工事費)	_____円
()	_____円
オ 授産施設近代化整備	_____円
カ 授産施設等整備工事	_____円
キ 解体撤去工事費及び 仮設施設整備工事費	_____円
(解体撤去工事費)	_____円
(仮設施設整備工事費)	_____円
ク その他の工事費	_____円
ケ 地域交流スペース	_____円
コ 合計	_____円

(注) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書及び工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施工期間

ア 契約年月日

イ 着工年月日

ウ 竣工年月日

エ 事業開始年月日

オ 解体撤去工事関係

(ア) 着工年月日

(イ) 完了年月日

カ 仮設施設工事関係

(ア) 工事期間

(イ) 仮設施設の使用期間

(4) 抵当権の設定の有無

(5) その他参考事項

(6) 添付書類

1 請負の場合は、工事請負契約書の写し

直営の場合は、支払領収書の写し

賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写し（仮設施設整備のみ）

2 工事完了を確認するに足る検査済証（建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第18条第18項の規定にする検査済証をいう。）の写し

3 建物内外主要部分の写真

4 工事契約金額報告書（別紙）

5 抵当権の設定を証明できる書類（登記簿の写し等）

(別紙)

年 月 日

(宛先) 静岡市長

報告者 名 称
代表者氏名 ㊟

施工業者 名 称
代表者氏名 ㊟

工事契約金額報告書

発注者（委託者） と請負者（受託者） は、
に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工する
とともに、国庫補助金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契約年月日	金額
当初工事請負契約	年 月 日	円
変更（追加）契約	年 月 日	円
	年 月 日	円
設計監理委託契約	年 月 日	円
	年 月 日	円

様式第10号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

社会福祉施設等整備事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付け第 号により決定した社会福祉施設等整備事業費補助金の交付について確定したので、静岡市社会福祉施設等整備事業費補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

1 施設の種類

2 交付決定額 円

3 交付確定額 円

様式第11号（第14条関係）

請求書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

所在地

請求者 名称

代表者氏名 ⑩

電話番号

年 月 日付け 第 号により交付の確定を受けた補助金について、静岡市社会福祉施設等整備事業費補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額 円

2 振込口座 金融機関 銀行・信用金庫・農協
支店・支所

口座番号 普通・当座 No.

口座名義

様式第12号（第15条関係）

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

所在地

報告者 名称

代表者氏名 ⑩

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた静岡市社会福祉施設等整備事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

1 補助金の確定額（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）

金 円

2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額

金 円

4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）

金 円